

WEB版

協会けんぽに加入している 日本郵政グループ社員の皆さまへ



ゆうせい共済特別号

Vol.5

2022年7月11日
掲載

「ゆうせい共済特別号WEB版」

直近に発行されたゆうせい共済特別号の冊子に掲載された記事について、より詳しい内容を掲載したものです。



日本郵政共済組合に加入後は

こんな **サポート** が
受けられます!



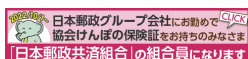
前回までのお知らせ

ゆうせい共済特別号Vol.4（6月30日発行）では、掛金や組合員証等について他、給付金についてお知らせしました。



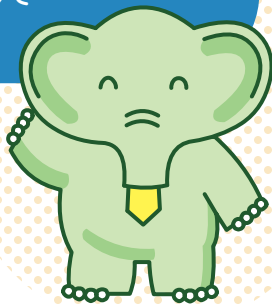
特別号 Vol.4
はこちらを
クリック!

特別号Vol.4をはじめとする特別号のバックナンバーは、TOPページ右側の



から確認できます!

今回は Vol.4で紹介した
給付金の詳細をはじめ、共済組合に加入すると、どんなサポートが受けられるのかを詳しく説明していきます!

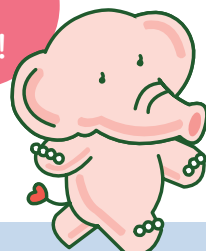


今回のお知らせ

各種給付金、検診費・助成、共済貸付金等についての紹介

- ① 短期給付事業の紹介（各種給付金について）
- ② 保健事業の紹介（検診費・助成等について）
- ③ 貸付事業の紹介（共済貸付金について）
- ④ 貯金事業の紹介（団体積立年金「みらい」について）

各事業の詳細について
早速次のページから
チェックしていきましょう!



☑ CHECK! ~おさらい~

日本郵政共済組合の
事業について

今回加入になれる皆さまは、共済組合の「短期給付事業」と「福祉事業」が適用されます。2つの事業の概要については特別号Vol.2に掲載しています。

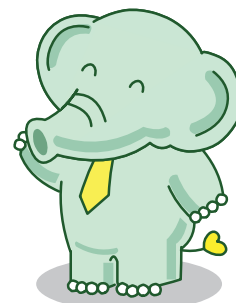
短期給付事業の紹介（各種給付金について）

特別号Vol.4（6月30日発行）でも短期給付事業である給付金について紹介しましたが、今月はさらに詳細な内容や、Vol.4で紹介しきれなかった給付金について掲載しています。

前回の

[illegible]

前回（6月30日発行の特別号Vol.4）
紹介した給付金の概要等は画像を
クリックして確認できます！



以下①～⑪に記載の各種給付金は、共済組合加入後、給付事由が発生した場合に請求ができます。
なお、各種給付金の請求等については、次のとおりです。

①療養の給付（2ページ）

医療機関の窓口で組合員証等を提示することにより給付が受けられます。

② 高額療養費（2～3ページ）

医療機関から提出される診療報酬明細書（レセプト）に基づいて、共済組合で高額療養費等を計算し、原則として自動送金を行います。

ただし、「地方自治体の医療費助成を受けている場合」や「医療機関から院外処方箋で調剤を受けた場合」など、請求手続が必要となる場合があります。

③ 療養費・家族療養費 ～ ⑪ 埋葬料・家族埋葬料（4～5ページ）

③以降の給付金については、給付事由が発生した後、請求書等により請求手続が必要です。

病気やケガをしたとき

① 療養の給付

病院等の医療機関で組合員証等を提示することで、一部負担金(2割～3割)で、診察・処置・投薬が受けられます。なお、業務上の原因等によるケガは労災保険が適用されます。組合員証等を使用して医療機関等で治療を受けることはできません。

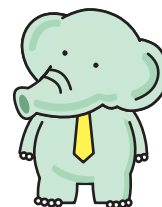
詳細 療養の給付についてはこちら [🔗](#) から

[TOPページ](#)

短期給付事業

医療費のしくみ

療養の給付は
協会けんぽの時と
同じですね！



② 高額療養費（自己負担限度額を超えた分の、保険適用診療又は調剤にかかる給付金）

給 付 額 給付額は標準報酬の月額等によって異なりますが、一般的には、窓口での自己負担額から、以下の算定基準額を引いた金額になります。（高額療養費）

療養を受けた月以前の1年間（12か月）に同一世帯（組合員とその被扶養者）で3回以上高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担額が軽減されます。

注意



多数該当については、共済組合加入前の回数は通算されないため、共済組合加入後4回目の高額療養費から多数該当となります。

同一月・同一世帯内で21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、その額を合算し、高額療養費の算定基準額を超えた額が「合算高額療養費」として支給されます。

標準報酬月額	月単位の算定基準額（世帯ごと）	多数該当
83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
53万～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
28万～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
26万円以下	57,600円	44,400円

附加給付は、次の3つがあります。

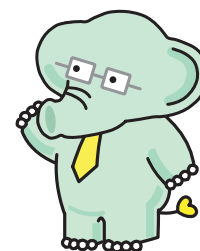
- 一部負担金払戻金（組合員の診療）
- 家族療養費附加金（被扶養者の診療）
- 家族訪問看護療養費附加金（被扶養者の訪問看護診療）

附加給付は、次の基準額を超え、高額療養費の算定基準額までの額が支給されます。（1,000円未満は不支給）

標準報酬月額	療養を受けた方が70歳未満の場合の附加給付基準額	
	25,000円以上の支払いが世帯で1件のみ	21,000円以上の支払いが世帯で2件以上（※） 【世帯合算】
83万円以上	50,000円	100,000円
53万～79万円		
28万～50万円	25,000円	50,000円
26万円以下		

※ その額を合算して高額療養費の算定基準額を超えた場合

高額療養費の対象となる自己負担額は、
受診月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、
入院・通院ごとに計算します。



計算例

〈事例1〉 受診月時点の標準報酬月額260,000円
窓口での自己負担額300,000円（3割負担）

総医療費 1,000,000円		
窓口での自己負担額（3割） 300,000円	保険証の提示による共済組合負担額（7割） 700,000円	
最終的な自己負担 25,000円	附加給付（後日送金） 32,600円	高額療養費（後日送金） 242,400円
	↑ 附加給付の基準額 25,000円	↑ 高額療養費の基準額 57,600円

- ※ 地方自治体の医療費助成を受けている場合、一部負担金払戻金・家族療養費附加金は支給対象外となる場合があります。
※ 附加給付の自己負担超過後の100円未満は切り捨てます。

詳細 高額療養費については[こちら](#) から

TOPページ ▶

給付・医療費から探す ▶

高額療養費

③ 療養費・家族療養費

(治療用装具の購入、組合員証等を携帯せずに医療機関等を受診した際の立替、海外で医療機関等を受診した際、かつ共済組合が認めた場合の費用に係る給付金)

給付額 立替払いした際の保険者負担分の金額

詳細 ① 治療用装具については[こちら](#) から

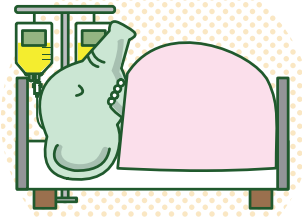
TOPページ ▶ 給付・医療費から探す ▶ 治療用装具を購入した

② 立替払い・はりきゅう等については[こちら](#) から

TOPページ ▶ 給付・医療費から探す ▶ 保険証を使わず立替えた

③ 海外での受診については[こちら](#) から

TOPページ ▶ 人生のイベントから探す ▶ 病気・けが ▶ 海外で受診した療養費の請求



④ 移送費・家族移送費

(緊急やむを得ず、病院に移送された際、かつ共済組合が認めた場合の費用に係る給付金)

給付額 最も経済的な経路で算定した額、かつ実費の範囲内の金額

詳細 移送費・家族移送費については[こちら](#) から

TOPページ ▶ 短期給付事業 ▶ 立替払いをしたとき ▶ 移送費・家族移送費

会社を休まなければならなくなったとき

⑤ 傷病手当金

(業務によらない病気やけがの療養で、組合員が勤務できず、給与の全額または一部が支給されない場合の手当金)

給付額 1日につき、標準報酬の日額(※)の2/3の額

給付期間 ●結核性の病気：3年間(法定給付)、6か月(附加給付)

●それ以外の病気やけが：1年6か月(法定給付)、6か月(附加給付)

傷病手当金における法定給付の支給期間は、協会けんぽと共済組合の間で引き継がれず、共済組合加入後から法定給付を開始します。

詳細 傷病手当金については[こちら](#) から

TOPページ ▶ 給付・医療費から探す ▶ 傷病手当金

⑥ 休業手当金

(被扶養者の病気やけがのために、欠勤となり、給与の全額または一部が支給されない場合の手当金)

給付額 欠勤した期間1日につき、標準報酬の日額(※)の50/100の額

給付期間 欠勤の事由ごとに給付期間は異なります。個別にご案内いたします。

なお、請求の際には確認資料等が必要となります。

支給の対象となる欠勤の事由については以下の **詳細** をご確認ください。

詳細 休業手当金については[こちら](#) から

TOPページ ▶ 短期給付事業 ▶ 仕事を休んでいるとき ▶ 休業手当金

⑦ 出産手当金

(組合員本人の出産により、勤務ができず給与が減額された場合の手当金)

給付額 1日につき、標準報酬の日額(※)の2/3の額

給付期間 ●出産の日以前42日から(出産予定日より遅れた場合には予定日で算定され、多胎出産の場合は出産の日以前98日で算定される)

●出産の日後56日まで

詳細 出産手当金については[こちら](#) から

TOPページ ▶ 短期給付事業 ▶ 仕事を休んでいるとき ▶ 出産手当金



(※) 標準報酬の日額とは、手当金等の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額平均額の1/22

災害にあったとき

8 災害見舞金 (非常災害等による住居や家財への損害にかかる見舞金)

給付基準

内閣府の基準 (り災証明書)	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊 一部損壊
国共法別表第1 災害見舞金	全壊相当の 損害	1/2 以上相当の 損害	1/3 以上相当の 損害	1/3 未満相当の 損害	
住居換価月数	2 月	1 月	0.5 月	0 月	

なお、家財の損害は、組合員が提出した書類により、共済組合が確認した損害の程度に応じた換価月数を、国共法上の基準に従い算出します。

詳細 災害見舞金についてはこちら [🔗](#) から

TOPページ ▶ 給付・医療費から探す ▶ 災害見舞金



9 弔慰金・家族弔慰金 (非常災害等により、組合員及び被扶養者が死亡した場合の弔慰金)

- 給付額
- 弔慰金：組合員の標準報酬月額に相当する金額
 - 家族弔慰金：組合員の標準報酬月額の70/100に相当する金額

詳細 弔慰金・家族弔慰金についてはこちら [🔗](#) から

TOPページ ▶ 人生のイベントから探す ▶ 死亡

子どもが生まれたとき

10 出産費・家族出産費 (組合員及び被扶養者の出産にかかる給付金)

給付額	産科医療保障制度への加入	1 児につき	
		出産費 (家族出産費)	出産費附加金
	加入あり	420,000 円	40,000 円
	加入なし	408,000 円	40,000 円

詳細 出産費・家族出産費についてはこちら [🔗](#) から

TOPページ ▶ 給付・医療費から探す ▶ 出産費・家族出産費



死亡したとき

11 埋葬料・家族埋葬料 (組合員及び被扶養者が死亡時の埋葬料にかかる給付金)

- 給付額
- 埋葬料：① 被扶養者が請求するとき…50,000円
② 被扶養者以外が請求するとき…50,000円の範囲内で埋葬に要した費用の金額
 - 家族埋葬料：組合員が請求するとき…50,000円

詳細 埋葬料・家族埋葬料についてはこちら [🔗](#) から

TOPページ ▶ 給付・医療費から探す ▶ 埋葬料・家族埋葬料

2

保健事業の紹介（検診費・助成等について）

1 人間ドック・がん検診・脳ドック助成

人間ドック等の検診を受ける際、助成対象となる場合があります。

組合員とその被扶養者の健康の保持増進、疾病予防等のため、以下のとおり各種検診費の一部について助成しています。ぜひ、ご利用ください。

人間ドック 年度内に1回助成します（被扶養配偶者又は任意継続組合員本人のみ）。組合員本人の方は、日本郵政グループ各社で募集を行っている人間ドックに申込み、指定された医療機関で受検してください。医療機関に支払う受検料は、あらかじめ助成金額を差引いた料金です（会社を通さず個人で申込んだ人間ドックは助成対象外です。）。

がん検診 胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん検診費の一部について、検診1項目につき年度内1回のみ助成します。

脳ドック 頭部MRI、頭部MRAについて、年度内1回のみ助成します。

[詳しくはこちら](#)

[TOPページ](#)

[人生のイベントから探す](#)

[人間ドック・各種検診](#)

		組合員			任意継続組合員	
		本人	被扶養者 配偶者	その他	本人	被扶養者
人間ドック 35歳以上	検診対象	※ (ただし50歳未満は 奇数年齢に限る)	○	×	○	×
	助成額		上限16,000円		上限20,000円	
がん検診 30歳以上	検診対象	○				×
	助成額	1項目検診につき、上限3,500円				
脳ドック 30歳以上	検診対象	○	×	×	○	×
	助成額	上限20,000円			上限20,000円	

※ 組合員は日本郵政グループ各社で募集している人間ドック検診のみ助成対象です。自己負担額は、人間ドック検診費から助成額を差引いた金額となっているため、共済組合への手続きは不要です。



2022年度の人間ドックの受付は、日本郵政共済組合加入時の2022年10月1日時点ですでに終了しています。このため、日本郵政共済組合からの人間ドック助成等（被扶養者の人間ドック助成やがん検診助成は除く。）を行うことができません（2023年度から助成対象）。2022年度は、2022年9月末までに協会けんぽの生活習慣病予防健診（人間ドック）等を受けるようにしてください。

2 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導が受けられます。

偏った食生活や運動不足などの生活習慣が引き起こす、糖尿病や脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病を予防又は早期発見するために、特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）を受診することができます（年度内に1回）。

対 象 者 当該年度に40～74歳となる方で、かつ、4月1日現在、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 組合員の被扶養者
- ② 任意継続組合員
- ③ 任意継続組合員の被扶養者

※ 組合員本人の方は、日本郵政グループ各社で募集を行っている定期健康診断を受診することにより、特定健診を受診したことに代えますので改めて受診する必要はありません。

費 用 無料



協会けんぽに加入している日本郵政グループ社員の方は、年度途中での加入となるため、2022年度は共済組合が実施する特定健診と特定保健指導を受診することができません（2023年度から受診可能）。また、その被扶養者の方の特定健診及び特定保健指導の実施も同様です。

3 宿泊助成

かんぼの宿等・KKRホテル&リゾート宿泊時に助成が受けられます。

チェックイン時に組合員証等を提示すると、割引が受けられます。

[詳しくはこちら](#)

[TOPページ](#)

[福祉事業](#)

[保健事業](#)

[宿泊・レク・その他](#)

[宿泊助成\(かんぼの宿・KKRホテル\)](#)

対象の宿泊施設	割引料金
かんぼの宿等	1人1泊につき1,500円
KKRホテル&リゾート	詳しくは各宿泊施設にお問い合わせください。

※ 割引を受けられる方全員の組合員証等が必要です。
※ 利用方法、割引料金等につきましては、各宿泊施設にお問い合わせください。
※ 対象宿泊施設はホームページをご覧ください。

4 レクリエーション行事助成

行事の費用の一部を助成します。

日本郵政グループ各社で行われる行事、かつ、要件を満たしている行事の費用の一部を助成します。助成対象の費用、要件につきましてはホームページをご覧ください。

助成対象になる行事

社内レクリエーション行事

サークルレクリエーション行事(日本郵政グループ各社のレクサークルが主催するもの)

[詳しくはこちら](#)

[TOPページ](#)

[福祉事業](#)

[保健事業](#)

[宿泊・レク・その他](#)

[レクリエーション行事助成\(社内・サークル\)](#)

※ レクリエーション行事助成は健康増進を目的としているため、「飲食を目的とする行事」や「飲酒(ノンアルコール飲料含む)を伴う行事」、「参加料や入場料を伴う行事」は助成対象外です。

5 健康・メンタルヘルス電話相談

無料の電話相談を実施しています。

[詳しくはこちら](#)

[TOPページ](#)

[福祉事業](#)

[保健事業](#)

[健康増進](#)

[健康・メンタルヘルス電話相談](#)

メンタルヘルス・健康・医療・介護に関する相談に、カウンセラーや専門の相談員がお答えします。秘密厳守で24時間・年中無休で相談を受けられます。ご利用は組合員(任意継続組合員を含む。)とその被扶養者に限られます。

0120-84-5225

0120-36-2772

0120-53-0110

※ 電話番号による相談区分はありません。

メンタルヘルス専門「心の健康電話相談」

医療機関のご案内	電話相談の内容や事情によっては医療機関等をご案内します。
対応者	専門機関のカウンセラー

電話健康相談「ヘルシーダイヤル」

相談できる内容	健康、医療、介護、福祉などに関すること全般
対応者	保健師、看護師等の相談員

※ 相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

育児・介護の電話相談

相談できる内容	育児・介護に関すること
対応者	保健師・看護師等

※ 相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

6 無料の歯科健診

無料の歯科健診を実施しています。

[詳しくはこちら](#)

[TOPページ](#)

[福祉事業](#)

[保健事業](#)

[健康増進](#)

[無料の歯科健診](#)

共済組合が業務を委託している歯科健診センターの提携歯科医院であれば、無料で歯科健診を受けることができます。詳細および歯科健診センター(提携歯科医院)については、ホームページをご覧ください。

3

貸付事業の紹介（共済貸付金について）

1 | 貸付制度のご利用が可能な方 注意 **！** ご利用できる方には制限があります。

貸付制度をご利用いただけるのは、退職金の支給がある次の方のみになります。

- (1) 正社員（短時間勤務職コースを含む。）
- (2) シニア職（短時間勤務職コースを含む。）

2 | 貸付制度

資金が足りないとき、以下のような貸付を行っています。

貸付制度は、相互扶助の精神に基づき設けられている福祉事業の一つであり、その趣旨からおのずと貸付の行える範囲に制限が設けられています。

また、貸付金の用途に応じた貸付種類や要件（申込資格、金額、弁済期間、利率など）が定められています。

[詳しくはこちら](#) 

[TOPページ](#) ▶

[人生のイベントから探す](#) ▶

[資金が足りないとき](#)

注意



共済貸付をご利用の方で個人再生や自己破産となる方が後を絶ちません。
共済貸付のお申込みにあたっては、全ての借入金の返済見通しを確認の上、返済能力を超えた借入とならないよう、十分ご注意ください。

4

貯金事業の紹介（団体積立年金「みらい」について）

「みらい」のお申込みが可能な方 注意 **！** お申込みできる方には制限があります。

「みらい」へお申込みいただけるのは、長期の積立てが可能となる次の方のみになります。

- (1) 正社員（短時間勤務職コースを含む。）
- (2) シニア職（短時間勤務職コースを含む。）
- (3) 再雇用シニア職（短時間勤務職コースを含む。）
- (4) アソシエイト社員

※ 募集期間（2023年4月から7月まで）、加入日は2024年1月1日（給与控除開始月2024年1月）予定

[詳しくはこちら](#) 

[TOPページ](#) ▶

[福祉事業](#) ▶

[貯金事業](#) ▶

[団体積立年金保険「みらい」](#)

次号予告

ゆうせい共済特別号 WEB版（Vol.6）

組合員証・被扶養者証等の発行時期・申請・受取方法、共済掛金の使用目的等

8月1日 ホームページに掲載予定

※発行日は前後する可能性があります。予めご了承ください。前後する際にはホームページにて改めて発行日をお知らせいたします。